

平鹿地域振興局「元気なふるさと秋田づくり」顕彰事業実施要綱

(目 的)

第1 よりよい地域をつくるため、地域固有の様々な課題の解決について、自発的・主体的な活動を行っている団体や個人を「元気なふるさと秋田づくり」の実践者として表彰し、地域づくり活動の活性化を図る。

(表彰対象)

第2 表彰する対象は、管内にある団体・個人で次の要件を満たす者とする。

- (1) 地域づくり活動に継続的に取り組んでいること。
- (2) 地域のために自発的・主体的な活動をし、他の模範となっていること。
- (3) その活動が、継続・発展することが見込まれること。

(募 集)

第3 第2に該当し、表彰を受けようとする者、又は、表彰候補者を推薦しようとする者は、別紙推薦調書を平鹿地域振興局に提出するものとする。

地域振興局長は、横手市及び関係団体等に対し、本事業について協力を依頼することができる。

(受賞者の決定)

第4 受賞者の決定は、次により行う。

- (1) 地域振興局長は、別途定める平鹿地域振興局「元気なふるさと秋田づくり」顕彰事業選考要領による選考により決定するものとする。
- (2) 受賞者は、概ね5団体・個人とする。

(表 彰)

第5 地域振興局長は、受賞者に対して表彰状を授与する。

(受賞者の協力)

第6 受賞者は、自らの活動に関する積極的な情報提供や他団体との連携等を通して、県民の地域づくり活動に対する関心を高め、地域づくり活動の普及・推進に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年11月17日から施行する。

この要綱は、平成22年10月4日から施行する。

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月31日から施行する。